

株式会社ジェイウインド「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年5月18日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム 環境影響評価方法書について、株式会社ジェイウインドに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、熊本県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：熊本県阿蘇郡西原村
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大17,500kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年5月25日
環境大臣意見受理	令和2年7月31日
経済産業大臣意見発出	令和2年8月18日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和2年11月20日
住民意見の概要等受理	令和3年2月1日
熊本県知事意見受理	令和3年3月30日
経済産業大臣勧告発出	令和3年5月18日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ジェイウインド「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム 環境影響評価
方法書」に対する勧告内容

1. 鳥類については、死骸確認調査について専門家等の助言を踏まえ、適切な調査回数を設定するなど、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
2. 今後実施する現地調査において、生態系の調査を取り入れるなどして、草原環境を適地とする希少動植物等の長期的な状況の把握に努めること。
3. 景観については、「南阿蘇やすらぎロード」を調査地点に追加するとともに、JR豊肥本線の立野駅から阿蘇市へと向かう車窓からの景観について、適切な調査、予測及び評価を実施すること。

(熊本県知事からの意見書の写しを添付)